

## 高知大学短期研究員受入要項

平成 17 年 6 月 23 日  
規則 第 509 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、高知大学（以下「本学」という。）において本学の教員と共同して研究活動に従事する短期研究員の受入れに関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 短期研究員として受け入れることができる者は、修士又は博士の学位を取得した者とする。

(受入手続)

第 3 条 短期研究員の受入れは、当該部局長（以下「部局長」という。）の申請に基づき、学長が承認する。

2 前項の申請は、受入予定日の 2 週間前までに短期研究員受入承認申請書（別紙様式）により行うものとする。

(受入期間)

第 4 条 短期研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、部局長が特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定による受入期間の延長の回数は、3 回を限度とする。

(受入条件)

第 5 条 学長は、短期研究員の受入れの承認に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 短期研究員は、研究するにあたり、本学の諸規則を遵守するものとする。
- (2) 本学は、給与・手当等を支給しないものとする。
- (3) 本学は、災害その他事故にあった場合にその責を負わないものとする。
- (4) 本学は、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の研究者番号登録を行わないものとする。
- (5) 本学は、本学の短期研究員としての競争的資金等の申請を認めないものとする。
- (6) 短期研究員は、故意または重大な過失により本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。

(施設等の使用)

第6条 共同研究に従事するために必要な施設、設備等は、本学の教育・研究に支障のない範囲において、短期研究員は使用することができる。

(受入れの取消し)

第7条 学長は、短期研究員が、教育・研究その他本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該短期研究員の受入れを取り消すことができる。

(受入回数)

第7条の2 過去に短期研究員として受け入れた者を、再び短期研究員として受け入れることはできないものとする。ただし、部局長が特に必要と認める場合であって、学長が承認するときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、短期研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年6月23日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日規則第18号)

- 1 この規則は、令和2年12月23日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に短期研究員としての受入れを承認されている者に対する改正後の高知大学短期研究員受入要項第4条第2項の適用については、第4条第2項中「受入期間の延長の回数」とあるのは、「受入期間の延長の回数(令和2年12月23日以降の延長の回数をいう。)」とする。
- 3 第5条の改正規定の施行の際現に府省共通研究開発管理システム(e-R a d)に研究者番号登録が行われており、かつ競争的資金等の交付又は内定を受けている者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、当該研究課題が終了するまでの間は研究者番号登録を行い、当該研究課題について必要な申請を行うことを認めるものとする。
- 4 この規則による改正後の高知大学短期研究員受入要項第7条の2の規定は、令和2年12月23日以降に受入れが終了した者又は受入れを取り消した者から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式

短期研究員受入承認申請書

年 月 日

高知大学長 殿

部局長名

短期研究員として、下記のとおり受入れをしたいので申請します。

記

短期研究員の氏名		性別	男・女
現在の所属機関			
学歴・学位			
本学における研究活動			
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受入教員名			
備 考			